○厚生労働省令第八十二号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十七条第一項及び第三十三条の規定に基づき、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～九　（略） 九の二　請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号、次項並びに第七条の四第二項第一号及び第二号において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 九の三・十　（略） ３・４　（略） （支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出） **第四条**　法第十六条の規定により特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた受給者又は一部を支給しないこととされた受給者が、その後公的年金給付の全額につきその支給が停止されたとき又はその支給の額が変更されたときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、国民年金法の規定による老齢基礎年金又は令第六条第一号若しくは第二号に掲げる給付（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による年金たる保険給付にあっては、同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）について、国民年金法第二十七条の二（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定による同法第二十七条に規定する改定率の改定又は厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五までの規定による同法第四十三条第一項に規定する再評価率の改定に基づきその支給の額が変更されたときは、この限りでない。 一～四　（略） ２・３　（略） ４　第二項第五号から第七号までに掲げる書類は、次の各号のいずれかに掲げる日以後一年以内に届書を提出する場合については、これを添えることを要しない。 一～三　（略） 四　第七条の二第三項の届出を行った日 （厚生労働大臣による受給資格者の確認等） **第七条**　厚生労働大臣は、毎月、住民基本台帳法第三十条の九の規定による受給資格者に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。 ２　厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、受給資格者に対し、当該受給資格者に係る個人番号の報告を求めることができる。 ３　厚生労働大臣は、第一項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、受給資格者の生存若しくは死亡の事実が確認されなかったとき（次条第一項に規定する場合を除く。）又は必要と認めるときには、当該受給資格者に対し、当該受給資格者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。 ４　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給資格者は、その年の九月三十日（九月一日から十二月三十一日までの間に同項の規定による求めがあった場合は、翌年の九月三十日）までに、当該書類を機構に提出しなければならない。	（認定の請求） **第一条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～九　（略） 九の二　請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号及び次項において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 九の三・十　（略） ３・４　（略） （支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出） **第四条**　法第十六条の規定により特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた受給者又は一部を支給しないこととされた受給者が、その後公的年金給付の全額につきその支給が停止されたとき又はその支給の額が変更されたときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一～四　（略） ２・３　（略） ４　第二項第五号から第七号までに掲げる書類は、次の各号のいずれかに掲げる日以後一年以内に届書を提出する場合については、これを添えることを要しない。 一～三　（略） 四　第七条第一項の届出を行った日 （新設）